明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年一月十二日を基準日と定め、同日十五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年一月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年十二月二十四日

大阪府東大阪市長堂一丁目八番三七号

東大阪再開発株式会社

代表取締役社長　奥田　繁守

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社にまいばしミートと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年一月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年十二月二十四日

岩手県花巻市下根子三六八番地一六

株式会社ミートわかば

代表取締役　佐藤　博茂

限定承認公告

本籍東京都豊島区目白五丁目一七番、最後の住所東京都豊島区南長崎六丁目三八番四号開成ハウス三号　被相続人　亡　小林　良夫

右被相続人は平成二十七年八月二十二日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月十四日東京家庭裁判所家事第三部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

埼玉県川口市小谷場一〇四〇番地の三

相続財産管理人　小林　義信

限定承認公告

本籍大分県竹田市荻町叶野一五五九番地、最後の住所大分市大字奥田六九六番地の一ケアいまじん南大分　被相続人　亡　阿南　深雪

右被相続人は平成二十六年十二月九日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月十四日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

神戸市北区桂木三丁目二六―一四

相続財産管理人　甲斐　敏久

限定承認公告

本籍徳島県小松島市中郷町字泰地三八番地、最後の住所東京都杉並区西荻北二丁目二四番一四号メゾン丸山一〇二　被相続人　亡　橋本　純平

右被相続人は平成二十七年九月十三日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

徳島県小松島市中郷町字泰地三八番地の三

相続財産管理人　橋本　昭一

徳島県徳島市徳島本町一丁目七番地弁護士法人徳島合同法律事務所

右代理人弁護士　林　伸豪

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である依田巽より株式等売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年一月二十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年十二月二十四日

東京都渋谷区神宮前三丁目三五番一九号

株式会社ドリーミュージック

代表取締役　高久　光雄

金融商品取引業者の廃止の公告

当社は、平成二十八年一月二十五日をもって金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

平成二十七年十二月二十四日

東京都中央区築地一丁目三番四号

ハンプシャー・キャピタル株式会社

代表取締役　吹越　明弘

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十八年二月一日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

愛知県安城市三河安城町一丁目八番地四

株式会社スギ商事

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成十七年九月二十九日付不動産信託契約（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

不動産信託部　事業運営第一課

電話番号　〇三―六二一四―八三七八

平成二十七年十二月二十四日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　北島　孝行

訂正公告

平成二十七年十二月十一日掲載の左記会社に係る合併公告中、乙の代表者「代表取締役　佐野　元彦」とあるは「取締役　佐野　元彦」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年十二月二十四日

秋田県秋田市保戸野通町三番三一号

（甲）株式会社サノ・ファーマシー

代表取締役　佐野　元彦

神奈川県横浜市西区高島二丁目一四番一七号

（乙）東央商事有限会社

取締役　佐野　元彦

秋田県秋田市中通二丁目一番三六号マグナスビル一階

（丙）有限会社おくだ会

代表取締役　佐野　元彦

取消公告

平成二十七年十二月十一日掲載の合併公告は、取消します。

平成二十七年十二月二十四日

北海道沙流郡日高町富川南二丁目二番二二号

（甲）株式会社大宝グループ

代表取締役　金沢　太景

千葉県木更津市桜井新町二丁目二番三号

（乙）有限会社内山コーポレーション

取締役　金沢　太景

正誤

ページ	段	行	誤	正
二二	四	八	官	主任外交調整官
〃	〃	〃	主任外交政策調整官	

（外務省組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

平成二十七年十二月八日公布外務省令第十九号

公布国土交通省令第八十二号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

一一	上	終りから一六	第一項第一項	第一項
一二	〃	〃一七	施行	施工
〃	〃	〃一六	下	省令の
〃	〃	終りから一三	二〇省令に	省令の
〃	〃	〃一一	外国人観光客	外国人観光旅客
一三	上	〃一六	特別法	特別措置法

◉号外　十二月二十四日付第二八八号
政府調達第二四〇号八〇ページ●同日付第二八九号四八ページ●同日付
号四〇ページ
ージ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）